



マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写しの誤交付について

代理人(委任者と同一住所、別世帯の親)に対して、マイナンバーを記載した住民票の写し(以下「マイナンバー記載の住民票」といいます。)を誤って即日交付する事案が発生しましたので、お知らせします。

1 概要及び発生原因

マイナンバーを含む個人情報は特定個人情報※として厳格な管理が義務付けられているため、本市では、総務省の住民基本台帳事務処理要領に基づき、マイナンバー記載の住民票について、別世帯の代理人からの請求は即日交付せず、委任者の住所登録地に郵送する取扱いとしています。

令和8年5月26日、代理人が音戸市民センターにおいて、委任状を持参の上、マイナンバー記載の住民票の交付請求を行いました。

本来であれば、受付の際、代理人には即日交付できない旨を説明し、呉市から委任者の住所地に郵送(切手代は代理人の負担)すべきところ、マイナンバーの記載がない住民票の取扱い(代理人に即日交付可能)と同様であると誤認し、誤って代理人に対してマイナンバー記載の住民票を即日交付したものです。

※ 特定個人情報：マイナンバーを含む個人情報のこと。マイナンバー法により、通常の個人情報よりも厳格な管理が義務付けられている。

2 影響

本件は、特定個人情報が委任者本人以外に渡ったものであり、特定個人情報の漏えいに該当します。

なお、誤交付したマイナンバー記載の住民票については回収を行い、遠隔地にいる委任者がコンビニ交付により、マイナンバー記載の住民票を別途取得する旨の申出があったことから、委任者が行う手続等への影響はありません。

3 対応状況

日 時	内 容
5月26日（火） 9:40	代理人にマイナンバー記載の住民票を即日交付。
同日 11:30	・別の職員が処理済の交付請求書を確認した際に誤交付が判明。 ・速やかに委任者及び代理人に連絡し、誤交付があった旨を説明するとともに謝罪。
同日 13:05	・音戸市民センター長が代理人に面会し、改めて経緯を説明するとともに、誤交付となった書類を回収。 ・委任者にその場で電話連絡し、経緯を説明。その際、委任者から、自身が遠隔地にいるため、別途コンビニ交付によりマイナンバー記載の住民票を取得する旨の申出を受け、代理人への証明書手数料の返金を完了。

4 再発防止策

マイナンバーに関わる事務処理は、個人の権利義務に関わる重要なものであり、その取扱いについては、関係法令に基づき適正に事務を進める必要があります。

そのため、当該交付事務等を行う関係職員（市民窓口課及び各市民センターの窓口担当職員）に対し、事務処理手順の基本の徹底を図るため、マイナンバーを含む個人情報を取り扱う業務を適正に行うことの重要性や、根拠法令の遵守について再認識するための研修を実施します。また、各職場内において、本事案について、話し合う機会を設けるなどして、業務本来の目的を職員に改めて周知し、理解を促すことにより、再発防止に努めます。